○ 平成二年郵政省告示第二百七十九号(学校等の認定基準を定める件)の一部を改正する告示案 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

<b>以</b> 正案		現行(「参音夕み変更會戸)
<ul><li>1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校者の資格に応じ、次の各号のとおりとする。は、無線工学の基礎、電気通信術又は英語の試験が免除される無線従事一 従事者規則第七条の規定による認定を受けることができる学校等</li></ul>		1 (區斗)
表のとおりとする。であって、電気通信に関する課程を設置するものについては、次のは、		
第一級陸上無線技術士一級海上無限通信士又は第一級総合無線通信士又は第一級総合無線通信士、第資格	大学学校の区別	(區斗)
第二級陸上無線技術士二級補上無線通信士又は第二級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士、第	高等専門学校短期大学	
期課程を含む。)に置かれる専攻科(いずれも修業年限二年以上のも2 高等専門学校に置かれる専攻科及び高等学校(中等教育学校の後第三級総合無線通信士 青等学校		23 (區斗)
	〈学とみなして前号の表を適用するこほに関する課程を設置するものについ	

とができる。 3 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校及び同法第百三十四 ([교긔) 条第一頃に規定する各種学校であって、その教育課程が第一号の各学 校の教育課程に準ずると認められるものについては、同号に規定する 区別に準ずる。 4 前各号に該当しない学校等であって、その教育の内容が認定基準に 4 (區刊) 適合すると認められるものについては、第一号に規定する区別に準じ て認定することができる。 11 (2) 11 (厘斗) **松 (略)** (匝긔) 三 学校等の教育課程は、認定の種別に従い炊の各号に適合すること。 111 (〒平) □ 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線 - (恒山) 通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の無線工 学の基礎及び英語の試験の免除認定の場合 基礎専門教育科目(科目の名称にかかわらず、その内容が基礎専門 教育科目に相当するものを含む。以下同じ。)及び外国語を別表第一 号により、必修科目又は選択科目として履修させていること。 2 第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線 20 (恒刊) 通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士の無線工 学の基礎、電気通信所及び英語の試験の免除認定の場合

(一) 1に掲げる基準に合致すること。

- いること。(二) 電気通信術について、別表第二号に掲げる時間を履修させて
- 躂の免除認定の場合3(第一級陸上無線技術士又は第二級陸上無線技術士の無線工学の基

して関修させていること。基礎専門教育科目を別表第一号により、必修科目又は選択科目と

- 認定を受けることができる。 かかわらず、それぞれ当該各号に定める試験が免除される学校として授業時間を履修させているものについては、第一項及び前項の規定に る専攻科の教育課程であって、電気通信術について次の各号に掲げる 関第一項第二号の規定により短期大学とみなされる高等学校に置かれ
  - | 級総合無線通信士及び第一級海上無線通信士の電気通信術の試験|| 別表第二号の表第一級総合無線通信士の欄に掲げる授業時間 第
  - の欄に掲げる授業時間 第一級海上無線通信士の電気通信術の試験3 別表第二号の表第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士

## 

ると認める場合は、認定することができる。 資格の試験科目の試験で求める知識又は技能の内容を十分に教授できても、その教育の内容にかんがみ、総務大臣が免除を受けようとする

別表第二号

受業時間数

(교긔)

## <u>国~</u>( と)

受できると認める場合は、認定することができる。する資格の試験科目の試験で求める知識又は技能の内容を十分に教あっても、その教育の内容にかんがみ、総務大臣が免除を受けようと出 第四項から前項までに掲げる基準の一部に適合しない学校等で

別表第二号

([교긔)

	時間教	板業時間				
葆皿	格器记簿	上線総第 通合一 信無級	士線総第 通合二 信無級	上線終第 通合三 信無級	士線海第士線海第 通上二叉通上一 信無級は信無級	
電気運!	<b>信</b> 終	426	401	346	26	

注1 授業時間数には、通信演習の授業時間数を含むものとする。

おいて鍵盤を使用して受信を行う場合には、四百一時間とするころ 第一級総合無線通信士の授業時間数は、モールス電信の授業に

とができる。

土の授業時間数は五十五時間とすることができる。総合無線通信士の授業時間数は八十時間と、第二級総合無線通信けることができる者を入学資格とする学校等については、第一級通信士の資格の国家試験において電気通信術の試験の免除を受る 第三級総合無線通信士の資格を有する者又は第三級総合無線

(區겍)

(匝겍)

(匝겍)

(匝긔)